

尾道市建設工事等競争入札参加者に係る市内業者の認定基準

平成22年6月4日制 定

(趣旨)

第1条 この基準は、尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程（昭和53年訓令第7号）第7条に規定する市内業者の適格審査について厳正な審査を行うため、必要な調査項目を定める。

(対象)

第2条 市内業者とは、尾道市内に「主たる営業所」を置く業者とし、その他については市外業者として取り扱うものとする。この場合において、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）は該当しないものとする。

(調査項目)

第3条 次に掲げる事項について実態を調査検討のうえ認定する。

- (1) 事務所の設置の有無
事務机等営業行為に必要なじゅう器備品類の整備の有無
- (2) 責任者の配置の有無
営業所を統括し、指揮監督する権限を有する代表者の有無、代表者又は専任技術者等の在勤状況が常勤であるか否か、常勤の事務員等が配置され常に連絡がとれる状況となっているか否か。
- (3) 市税の納付の有無及び課税状況
納付すべき市税の納付の有無、必要な申告がされているか否か。
- (4) 看板掲示の有無
- (5) 建設業の許可又は経営事項審査に係る主たる営業所の住所

(その他)

第4条 この基準及び尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程に定めるもののほか、本認定に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成26年3月4日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。